

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

2-6 「重要広域幹線景観形成区域」における基準

「重要広域幹線景観形成区域」における基準は、以下の通りです。

● 重要広域幹線景観形成区域における

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項 目		基 準
建築物及び工作物	配置・規模	・沿道景観の背景となる山並みや稜線への眺望を広範囲にさえぎらないようにする。 ・道路・河川・用水・公園等の公共施設・空間に接する敷地境界からは、できるかぎり後退し、ゆとりある空間の創出に努める。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮する。 ・文化財や地域の優れた景観資源がある場合には、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
	形態意匠	・周辺の景観との調和に配慮したものとし、奇抜なものとはしない。 ・地域の個性や伝統を活かした素材の採用に努める。 ・自然環境の優れた場所では、自然景観との調和した形態意匠となるよう配慮する。 ・建築物のボリュームが周辺に威圧感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材等による分節化など、工夫に配慮する。 ・建築物の上部は、奇抜な形状や突出した形状とはせず、すっきりとした形状とし、塔屋や工作物等は目立たないよう配慮する。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。
	色彩	・周辺の自然環境や背景となる景観との調和に配慮した色彩とする。 ・外壁は、明度 8.5 以下とし、彩度が高いものとならないようにする。 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根は、彩度を抑えた落ち着いた色調とする。 ・山裾、中山間、山間景域では、外壁、屋根の色彩は、中低明度、低彩度となるよう努める。 ・敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・斜面緑地保全区域と重なる区域では「色彩誘導表」に基づく色彩とする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・外壁・屋根や工作物の基調色では、「禁止色」は使用しない。
	屋外設備等	・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。 ・やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

項 目		基 準
敷地利用	緑・用水等	・ゆとりと潤いある空間を創出するため、できるかぎり敷地内の緑化に努める。 ・道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する側には、郷土種や周辺の植生にあった中高木・低木等を植栽し、建築物と一体となった魅力的な緑化空間を創出する。 ・道路に面する角地となる場所には、緑化を兼ねた魅力あるオープンスペースの創出に配慮する。 ・敷地外周部は、できるかぎり中高木や低木・生垣をバランス良く配置・植栽し、緑化修景に努める。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1m（やむを得ない場合でも50cm以上）の通路幅を確保する。 ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。
	駐車スペース・駐車場	・屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置として工夫するか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色は、周辺の街並みや背景となる建築物と調和する落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着きある夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・文化財等の重要な景観資源の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。

項 目	基 準
土地の形質等	・既存の自然地形を極力活かした計画とし、周辺の景観との調和に配慮し、背景の山並みや稜線を切る造成（盛土・切土）とならないよう配慮する。 ・宅地の造成等により、やむを得ずまとまった緑地が失われる場合は、周辺からの見え方に配慮し、敷地内の積極的な緑化等による自然回復措置に努める。 ・敷地の一部を資材置き場や土砂堆積場とする場合には、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。 ・大規模なのり面が生じないよう配慮する。
擁壁・のり面等	・地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の景観との調和に配慮し、石材や樹木による緑化など、自然素材の活用に努める。 ・擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 ・のり面は、周辺の斜面緑地等の自然環境との調和に配慮し、周辺の植生に合った緑化に努める。